

平成26年度 第4回新温泉町行財政改革推進委員会会議録（要旨）

[開催日時] 平成26年10月8日(水)午後3時00分～午後5時00分  
[開催場所] 浜坂多目的集会施設 1階 会議室  
[出席者] 中澤委員長、河越副委員長  
熊本委員、小谷委員、竹中委員、橋本委員、藤田委員、  
松岡委員、丸山委員、森田委員  
行政 小西副町長  
事務局 西村総務課長、中島係長、谷口主査  
[傍聴者] ー

=====

[会議次第]

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 第3次行財政改革大綱（素案）の修正について

(2) 第3次行財政改革大綱の答申について

(3) 平成26年度（平成25年度実績）行政評価結果について

4 そ の 他

5 閉 会

## [内 容]

### 1 開 会

### 2 あいさつ

委員長:本日はお忙しい中、当委員会にご出席いただきありがとうございます。

また、第3次行財政改革大綱の審議につきましては、これまでに委員の皆さんから多くの意見をいただいております、本委員会としての役割が果たされているものと感じております。

本日の委員会におきましても、引き続き、活発にご審議いただきまして、新たな大綱が策定されますようご協力をお願いします。

副町長:最近の国の動向として、これまでは、国が示す事業メニューに沿って、国は地方を支援するという姿勢であったが、最近では、地方創生ということもあり、地方からの意見、提案を重視し、それらに対して出来るだけの支援を行うという姿勢に変わってきている。これは、地方が独自に行財政改革を進めるうえで非常に有意義なことであり、今後の行財政改革を進めるための後押しになると考えています。

本日の委員会におきましては、その行財政改革の新たな指針となります第3次行財政改革大綱につきまして、答申に向けての最終の取りまとめを協議いただくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

### 3 議 事

#### (1) 第3次行財政改革大綱(素案)の修正について

(事務局説明)

#### ・主な意見等

事務局:基本方針が「3 良質な行政運営の推進」の重点項目「(4) 公共施設の適正化」における文言の修正について、ただ今、資料に基づき説明をさせていただいたが、この修正内容では、「施設の統廃合」や「適正な維持管理」の文言が、後段の社会基盤施設の老朽化対策についてのみ取り組むような表現となっているため、前段の公共施設、いわゆるハコモノを含めた取組となるよう表現を修正したいと思うが、委員の皆さんのご意見はどうか。

委員:文言を修正しても良いと思う。(委員の皆さんが、再修正について賛成する意向を示した。)

事務局:再修正した内容については、答申日である10月15日までにお届けするので、内容の確認をお願いします。

## (2) 第3次行財政改革大綱の答申について

(事務局説明)

### ・主な意見等

副委員長：答申書の「1 はじめに」の7行目に「今後は更なる財政危機に直面することが予想され、」という表現があるが、ここは、財政危機が実際に見込まれるという危機感を出すために、「見込まれる」、「予測される」という表現に修正してはどうか。

委員：「確実視される」、「確実である」という表現でも良いと思う。

委員：人口減少や普通交付税の減額がほぼ確定している状況であれば、「確実」という表現が良いと思う。

委員長：「確実」という表現に修正してもよろしいか。

委員：(委員の皆さんが、「確実」という表現を盛り込む修正について賛成の意向を示した。)

委員：大綱案の中に、行財政改革の必要性として、普通交付税の段階的縮減や人口減少による減額が見込まれることが挙げられているが、その他に、今後の景気状況や金融政策により金利が上昇し、町の借金にあたる起債に対しての支払利息が増加することは想定されているか。

委員：既に発行されている起債については、借入途中での金利の変更はあり得ないと思う。ただし、新規発行する際には、金利の状況を見極める必要がある。

また、金融機関に預け入れの基金においては、金利の上昇による利息の増加も考えられ、全体としては、金利上昇に伴う財政運営への影響は少ないものと考えられる。

事務局：金利上昇による財政への影響については、委員の言われたとおり、その影響は少ないものと考えている。

また、起債については、それぞれの費目ごとに償還年限の違いはあるが、概ね元利均等による償還としており、金利については、借入時点での固定金利としている。

委員：そうは言っても、新規発行の際には財政に影響があるので、必ずしも無視は出来ない。

委員：「3 付帯意見」の「(3) 良質な行政運営の推進」の⑥に記載の事務処理の見直しについては、かなりの改善余地があり、積極的な見直しが必要であるため、もう少し具体的な表現としてはどうか。

一例ではあるが、先日、町に対して補助金申請をした時に、提出書類の多さと申請から実績報告、補助金交付に至るまでの手続きの煩雑さを感じた。

事務局：事務処理の簡素化・合理化については、当然、進めていかなければならないと考えている。また、補助金の交付手続きに煩わしさを感じる部分があるかもしれないが、補助金の適正な執行を確保するためには、必要な手続きだと考えている。

委員：補助金の適正な執行を確保するためには、現在の事務処理が必ず必要であるという考え方を改めるべきである。理屈は分かるが、発想の転換、意識改革を図るべきである。お役所仕事が過ぎるのではないか。

事務局の件数が減れば、職員一人当たりの負担が減り、人員の合理化にも繋がる。そういう部分から改革に取り組まないと、いきなり人件費の削減ということは出来ないと思う。

副町長：この付帯意見の表現については、「行政文書の合理化・～」としているが、今の委員からの提案趣旨を考えると、「行政手続等の合理化・～」とした方が良いのではないか。

事務局：付帯意見の「行政文書の合理化・～」という表現は、前回委員会での提案趣旨に基づく表現であるが、今の委員からの提案を含めて、「行政手続等の合理化・～」という表現に修正させていただく。

委員：事務の簡素化を進めるのであれば、補助金を交付する事業を絞り込めば良いのではないか。僅かな金額を気前よくバラ撒くことを止めてはどうか。

委員：町財政の状況は、広報紙などで住民周知を行っているようであるが、果たしてそれだけで、住民に町財政の深刻さが伝わっているのかと感じる。ここは思い切って、「補助金を止める」、「事業を廃止する」といった目に見える強い姿勢で住民に伝え、協力を求めるべきではないか。

委員：「3 付帯意見」の「(1) 住民との協働の深化」の②、③に記載の町議会の改革に関する意見については、もう少し強く踏み込んだ内容でも良いのではないか。

副町長：これまでの委員会でも、町議会の改革についてご意見をいただいているが、町長の権限が及ばない町議会の改革について、断定的な表現をすることは難しいことをご理解いただきたい。

委員：この表現でも、かなり踏み込んだ内容だと思う。

委員：付帯意見の趣旨さえ伝われば、表現はこれで良いと思うが、願わくば、議員定数の削減、報酬の減額などを盛り込めば、もっと分かりやすい。

委員：昨年の町議会選挙における落選者は1名だけであった。この程度であれば、定数の削減は可能ではないか。

委員：議員を減らし過ぎると、議員の地域色が強くなり、町としての全体的な意見が出にくいという欠点があるため、議員定数の削減よりも、日当制による議員報酬の減額などを行うべきだと思う。

(3) 平成26年度(平成25年度実績) 行政評価結果について  
(事務局説明)

・主な意見等

委員：施策評価においては、一次評価を主管課長が行い、二次評価は庁内に設置の行政評価委員会が行うということであるが、そのメンバーは誰か。

事務局：評価委員会のメンバーは、副町長、支所長、総務課長、企画課長、総務課財政担当となっている。

委員：そのメンバーで、501件の事務事業と38件の単位施策を評価しているということか。

事務局：施策評価については、評価委員会によるヒアリングを実施し、全ての施策において評価委員会による二次評価を行っているが、事務事業評価については、施策評価の二次評価を行う中で、その施策を構成する事務事業の一次評価について、全般的な点検を行っている。

委員：これだけ多くの事務事業、施策評価を実施しているが、評価結果を見れば、ほとんどが「A」や「B」という評価結果である。外部評価でなく、役場内部だけの評価では、結果として、まともな評価は出来ていないと思う。

委員：行政評価結果に対する本委員会の関与としては、ただ説明を聞くだけか。

事務局：厳密な評価をするには、外部評価を取り入れることが望ましいと思うが、そこまで至っていないのが現状である。そのため、本委員会の皆様から住民目線でのご意見をいただき、それを次年度以降の取組に反映させたいと考えている。

委員：事務事業No.112101「協働まちづくり委員会」については、3年間で委員会が4回しか開催されていないが、評価は「A」、次年度の方向性が「継続」となっている。評価の基準はこの程度か。

委員：協働の取組は、行財政改革の目玉ではないのか。

委員：事務事業No.221211「防犯事業」については、犯罪0件を目指すことを目的として挙げているが、平成25年度は23件の犯罪が発生している。これでも評価は「A」評価か。

委員：犯罪0件を目指すのであって、0件にするとは挙げていない。また、役場は警察ではないという意味もあつての評価ではないか。

委員：事務事業No.332101「オペレーター育成事業」については、養成講座の受講者数が平成25年度は0人となっているが、これも評価が「A」である。

果たしてこれが「A」評価なのか。

委員：全体的に評価結果を見た時に、事業の実施内容で評価がされており、その結果に対しての評価がされていないように感じる。先ほどの話にもあったが、外部評価をすれば、こういう結果にはならないと思う。

委員：事務事業評価は、事業を継続するための取組なのか、それとも、廃止する方向に目を向けた取組なのか。どうしてもよい事業は廃止すれば良いと思うし、それぐらいの姿勢が必要だと思う。

委員：担当課長や担当者が、ある程度、必要な事業とそうでない事業を判断する評価でなければダメだと思う。

委員：これだけ多くの事務事業を評価委員会で検証することは難しいと思うし、役場内部での身内による評価では、厳格な評価は出来ないと思う。内部から見る役場と外部から見る役場とでは、見た目が違う。

事務局：財政健全化法に基づく健全化判断比率が一定の基準を超えた場合は、外部評価が義務付けられるが、それ以外の場合は任意での取組となる。また、本町においては、定期的に監査委員による監査を受けている。

行政評価の評価基準については、実施した活動の内容ではなく、そのことによる成果で評価することとしているが、その成果の目標設定が非常に難しいため、やむを得ず、実施した活動内容により評価している部分もある。

委員：「A」評価が圧倒的に多く、改革する必要が無いように見える。もっと厳しい「A」評価の定義付けが必要ではないか。

委員：例えば、施設管理や会計経理などの事務が評価されているが、これらを評価する必要があるのか。通常業務ではないのか。もっと大きな事務事業の括りで評価を行わないから、評価する事務事業が多くなるのではないか。

副町長：法定受託事務など、成果に関わらず継続する必要がある事務事業についても評価しているため、結果として「A」評価が多くなる。

現状として、事務事業を管理、評価するために、職員が担当する事務等を細分化して実施しているため、その件数が多くなっている。

委員：「新温泉町はこれだけやっています。」というPRのために実施しているように見える。通常業務と思われるものまで、職員が時間を費やして評価する必要があるのか。

委員：すべての事務事業が基本的には見直しとなるべきであり、たとえ「A」評価であっても改善を目指すべきである。評価基準が甘く、自己満足ではないか。

委員：事業費が大きなものや重点的な事業など、ある程度、効果のありそうな事務事業に焦点を絞り、評価を実施してはどうか。最終的には、行政評価による事業費の削減効果がその成果であり、大切なことである。

事務局：事務事業評価については、経常的なものも含めて、あらゆる事務事業を評価するという流れが全国的にあり、本町においても、全ての事務事業を対象としているが、評価対象の取捨選択と絞り込みについては、今後、検討する必要性を感じている。

委員長：先ほど、事務処理の簡素化の話題があったが、この行政評価こそ簡素化すべきではないか。義務付けされた事務でなく、職員の事務負担も大きいのであれば、評価対象を絞り込むなどの見直しを行うべきではないか。

委員：行政事務の全般を検証する委員会を立ち上げて、民間意見を取り入れた事務の見直しを行ってはどうか。

委員：事務事業No.241424「在宅老人日常生活用具給付等事業」については、利用者がいないので廃止ということのようだが、この事業は必要な事業ではないか。そもそも、この制度のことを高齢者の方は知っているのか。利用者がいないのはただの周知不足ではないか。

委員：制度については、民生委員がそれなりにPRしていると思う。

事務局：この事業については、数年前の事務事業評価の際に、委員の指摘と同じく、利用者がいないのは周知不足が原因ではないかということで、あらためて周知を行ってきたが、結局その後も利用者がいなかったため、廃止することとしている。

#### 4 その他

(次回の委員会を11月下旬に開催予定)

#### 5 閉 会

副委員長：本日は熱心に慎重審議いただき、また、貴重なご意見、ご提言等を賜りまして、大変ありがとうございました。これをもちまして、本日の委員会を終了します。